

3.2.10 公害等の状況

1) 公害苦情の発生状況

調査対象地域における令和5年度の公害苦情の発生状況は、表 3.2.10.1 に示すとおりです。

泉区における公害苦情総数は89件であり、公害苦情が多い項目は悪臭(32件)、大気汚染(30件)、騒音(17件)となっています。戸塚区における公害苦情総数は116件であり、公害苦情が多い項目は騒音(37件)、大気汚染(33件)、悪臭(31件)となっています。

表 3.2.10.1 公害苦情の発生状況件数（令和5年度）

行政区分	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,562	388	44	2	552	190	—	371	15
	泉区	89	30	3	—	17	6	—	32
	戸塚区	116	33	3	—	37	11	—	31

※ - : 該当数値のないもの

資料：「横浜市統計書[web版]」(横浜市ホームページ、令和7年3月調べ)

2) 大気汚染の状況

調査区域における一般環境大気測定局（以下、「一般局」といいます。）及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」といいます。）の測定項目及び測定結果は、表 3.2.10.2 及び表 3.2.10.4～表 3.2.10.6 に示すとおりです。また、一般局及び自排局の位置は、図 3.2.10.1 に示すとおりです。

令和元年度から令和5年度の経年変化をみると、一般局2地点については観測項目のうち光化学オキシダントを除く全ての項目で環境基準に適合しています。自排局については、観測項目全てで環境基準に適合しています。

なお、一般局2地点における光化学オキシダントの測定結果は、令和元年度から令和5年度の全ての年度で環境基準に不適合ですが、これは全国的にも同様の傾向です。

表 3.2.10.2 調査区域における大気常時監視測定局の測定項目

種別	番号	測定項目 測定局名称*	二酸化窒素	浮遊粒子状 物質	微小粒子状 物質	二酸化硫黄	光化学 オキシダント	一酸化炭素
一般局	1	泉区泉中央北	○	○	○	○	○	—
	2	戸塚区汲沢	○	○	—	○	○	—
自排局	3	戸塚区戸塚町	○	○	○	—	—	—

資料：「神奈川の大気汚染（令和5年度）」（神奈川県ホームページ、令和7年3月調べ）

* 横浜市内の大気常時監視測定局の局舎名は2024年9月に下記のとおり変更されており、ここでは新局舎名を記載しています。

泉区総合庁舎→泉区泉中央北、戸塚区汲沢小学校→戸塚区汲沢、戸塚区矢沢交差点→戸塚区戸塚町

一般局及び自排局の大気汚染物質の測定結果が環境基準に適合しているかについて、対象となる年度内に得られた全ての測定値を用いて、表 3.2.10.3 に示す条件で評価されています。なお、二酸化窒素については、「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課、平成 31 年 3 月）に、環境基準のゾーン下限値 (0.04ppm) が環境目標値として設定されています。

表 3.2.10.3 大気汚染に係る環境基準及び評価方法

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化窒素	98%値評価 ^{※1}	「日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること」 ^{※2}
浮遊粒子状物質	長期的評価 ^{※3}	「日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であること」かつ「1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること」
二酸化硫黄	長期的評価 ^{※3}	「日平均値が 0.04ppm 以下であること」かつ「1 時間値が 0.1ppm 以下であること」
微小粒子状物質	年平均値の評価及び 98%値評価 ^{※1} の併用	「年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること」かつ「日平均値が 35 μg /m ³ 以下であること」
光化学オキシダント	5 時～20 時の測定値による評価	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

※1 年間の有効な日平均値の 98%値を環境基準と比較して評価します。

※2 横浜市では環境基準のゾーン下限値 (0.04ppm) を環境目標値とします。

※3 年間の有効な日平均値の 2%除外値を環境基準と比較して評価する。ただし、日平均値が環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、未達成とします。

資料：「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市環境創造局環境管理課、平成 31 年 3 月）

表 3.2.10.4 一般局（泉区泉中央北※）の経年変化

項目	単位	年度					
		R1	R2	R3	R4	R5	
一 酸 化 窒 素	年平均値	ppm	0.013	0.012	0.013	0.012	0.011
	日平均値の年間98%値	ppm	0.027	0.030	0.028	0.030	0.028
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
浮遊 粒 子 状 物 質	適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
	年平均値	mg/m ³	0.015	0.014	0.015	0.015	0.015
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.048	0.040	0.035	0.033	0.034
	短期的評価	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無
	適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
二 酸 化 硫 黄	年平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	日平均値の2%除外値	ppm	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	短期的評価	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無
	適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
	長期的評価による0.04ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
微 小 粒 子 状 物 質	年平均値	μg/m ³	10.9	10.9	9.1	9.5	9.5
	日平均値の年間98%値	μg/m ³	26.7	27.1	23.1	20.8	21.5
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	日	2	5	0	0	0
	適合○・不適合×	—	○	○	○	○	○
光 化 学 才 キ シ ダ ント	昼間の年平均値	ppm	0.031	0.031	0.033	0.032	0.033
	昼間の日最高1時間値の年平均値	ppm	0.044	0.044	0.047	0.045	0.047
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	時間	301	206	296	277	298
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	日	0	0	1	0	1
	適合○・不適合×	—	×	×	×	×	×

資料：「神奈川の大気汚染（令和元～令和5年度）」（神奈川県ホームページ、令和7年3月調べ）

※ 横浜市内の大気常時監視測定期の局舎名は2024年9月に下記のとおり変更されており、ここでは新局舎名を記載しています。

泉区総合庁舎→泉区泉中央北

表 3.2.10.5 一般局（戸塚区汲沢※）の経年変化

項目	単位	年度					
		R1	R2	R3	R4	R5	
一 酸 化 窒 素	年平均値	ppm	0.012	0.012	0.011	0.011	0.009
	日平均値の年間98%値	ppm	0.029	0.029	0.027	0.027	0.026
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
浮遊 粒 子 状 物 質	適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
	年平均値	mg/m ³	0.016	0.015	0.014	0.015	0.015
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.050	0.035	0.033	0.030	0.035
	短期的評価	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無
	適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
二 酸 化 硫 黄	年平均値	ppm	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002
	日平均値の2%除外値	ppm	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002
	短期的評価	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無
	適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
	長期的評価による0.04ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
微 小 粒 子 状 物 質	年平均値	μg/m ³	—	—	—	—	—
	日平均値の年間98%値	μg/m ³	—	—	—	—	—
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	日	—	—	—	—	—
	適合○・不適合×	—	—	—	—	—	—
光 化 学 才 キ シ ダ ント	昼間の年平均値	ppm	0.034	0.034	0.035	0.034	0.036
	昼間の日最高1時間値の年平均値	ppm	0.047	0.048	0.049	0.047	0.049
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	時間	410	403	390	333	378
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	日	0	0	2	0	1
	適合○・不適合×	—	×	×	×	×	×

資料：「神奈川の大気汚染（令和元～令和5年度）」（神奈川県ホームページ、令和7年3月調べ）

※ 横浜市内の大気常時監視測定期の局舎名は2024年9月に下記のとおり変更されており、ここでは新局舎名を記載しています。

戸塚区汲沢小学校→戸塚区汲沢

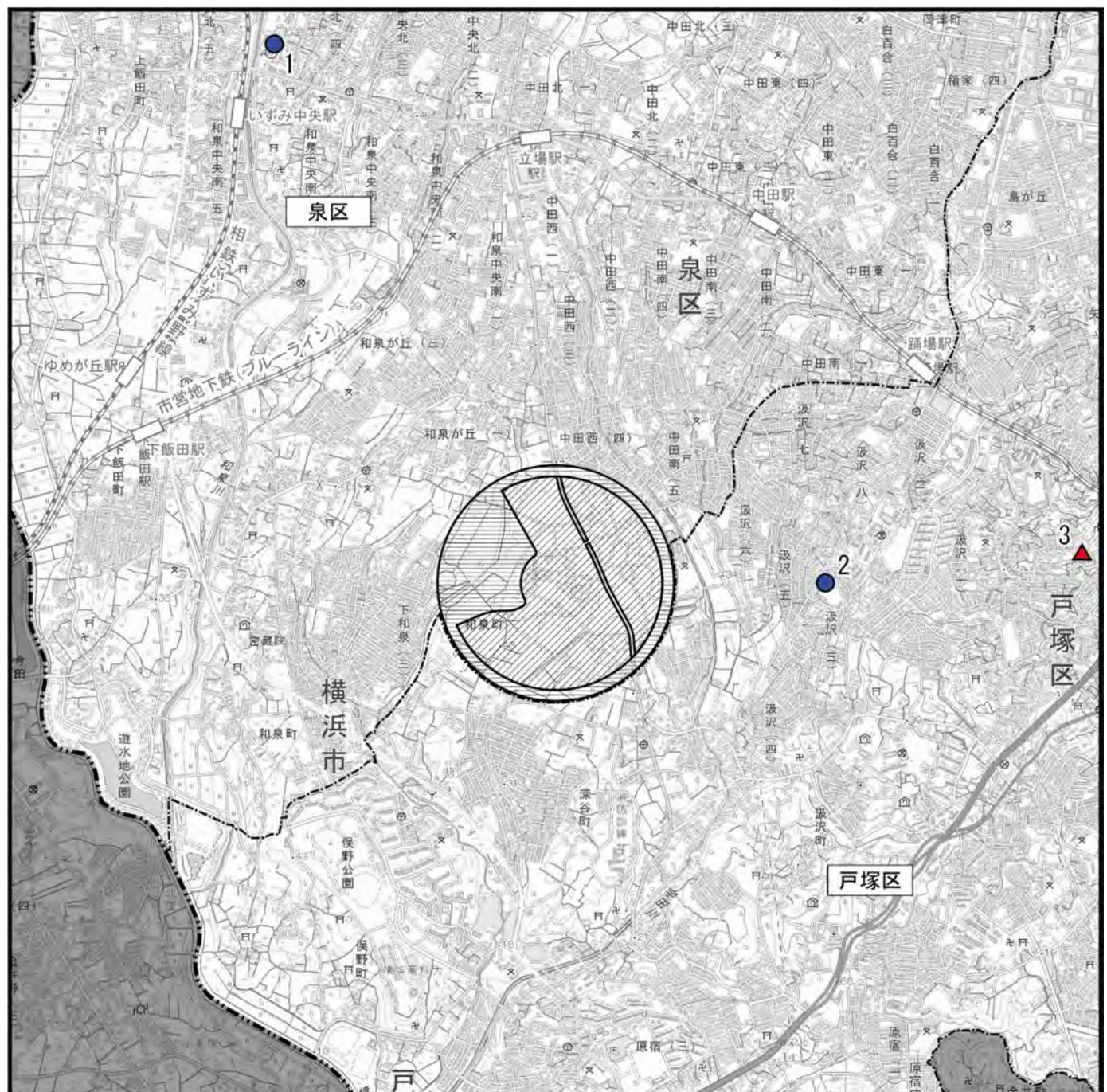
表 3.2.10.6 自排局（戸塚区戸塚町※）の経年変化

項目	単位	年度					
		R1	R2	R3	R4	R5	
一 酸 化 窒 素	年平均値	ppm	0.018	0.017	0.017	0.014	0.015
	日平均値の年間98%値	ppm	0.034	0.036	0.034	0.030	0.034
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0
浮遊 粒 子 状 物 質	適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
	年平均値	mg/m ³	0.015	0.015	0.014	0.014	0.015
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.047	0.036	0.035	0.029	0.033
	短期的評価	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無
	適合○・不適合×	○	○	○	○	○	○
二 酸 化 硫 黄	年平均値	ppm	—	—	—	—	—
	日平均値の2%除外値	ppm	—	—	—	—	—
	短期的評価	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	—	—	—	—	—
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	—	—	—	—	—	—
	長期的評価	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	—	—	—	—	—
	長期的評価による0.04ppmを超えた日数	—	—	—	—	—	—
	適合○・不適合×	—	—	—	—	—	—
微 小 粒 子 状 物 質	年平均値	μg/m ³	11.2	10.9	10.0	10.0	10.4
	日平均値の年間98%値	μg/m ³	24.9	24.1	21.8	19.7	21.8
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数	日	0	1	0	0	0
	適合○・不適合×	—	○	○	○	○	○
光 化 学 オ キ シ ダ ント	昼間の年平均値	ppm	—	—	—	—	—
	昼間の日最高1時間値の年平均値	ppm	—	—	—	—	—
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	時間	—	—	—	—	—
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	日	—	—	—	—	—
	適合○・不適合×	—	—	—	—	—	—

資料：「神奈川の大気汚染（令和元～令和5年度）」（神奈川県ホームページ、令和7年3月調べ）

※ 横浜市内の大気常時監視測定期の局舎名は2024年9月に下記のとおり変更されており、ここでは新局舎名を記載しています。

戸塚区矢沢交差点→戸塚区戸塚町



凡 例

■：対象事業実施区域（公園）

●：一般局

■：対象事業実施区域（墓園）

▲：自排局

---：市 境

----：区 境



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.10.1 大気常時監視測定局
位置

資料：「神奈川の大気汚染（令和5年度）」（神奈川県ホームページ、令和7年3月調べ）

3) 水質汚濁の状況

(1) 河川の水質

調査区域における河川の水質測定地点の位置は、図 3.2.10.2 に示すとおりです。また、河川の水質測定地点における結果は、表 3.2.10.7 に示すとおりです。

令和元年度から令和 5 年度の経年変化をみると、境川（高鎌橋）において、水素イオン濃度指数、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量及び溶存酸素量は、環境基準に適合しています。

表 3.2.10.7 河川の水質測定結果

水 域 名	番 号	河 川 名	類 型	測定 地 点 名	年 度	水素 イオン 濃度 指 数		生物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/L)		浮 遊 物 質 量 (mg/L)		溶 存 酸 素 量 (mg/L)		大 腸 菌 群 数 (MPN/100mL)	
						結果	判 定	結果 ^{※1}	判 定	結果	判 定	結果	判 定	結果 ^{※2}	判 定
境 川	1	境 川	D	高鎌橋	R1	7.8	○	[2.5]	○	2	○	8.3	○	6.8×10^3	—
					R2	7.8	○	[1.7]	○	2	○	8.9	○	2.6×10^3	—
					R3	7.9	○	[1.3]	○	3	○	10.0	○	5.6×10^3	—
					R4	7.8	○	[1.5]	○	3	○	8.9	○	6.7×10^2	—
					R5	7.8	○	[1.3]	○	4	○	8.7	○	1.3×10^3	—

※1 各項目の結果は、平均値です。ただし、境川の生物化学的酸素要求量は、75%値です。([]: 75%値を示しています。)

※2 令和元年度から令和 3 年度は大腸菌群数の測定結果を、令和 4 年度以降は大腸菌数の測定結果を示しています。

※3 環境基準値 (D 類型)

水素イオン濃度指数 : 6.0 以上 8.5 以下

生物化学的酸素要求量 : 8mg/L 以下

浮遊物質量 : 100mg/L 以下

溶存酸素量 : 2mg/L 以上

大腸菌群数、大腸菌数 : 大腸菌群数、大腸菌数の環境基準値は設定されていません。

※4 環境基準適合状況 (判定) ○: 適合 ×: 不適合

資料:「令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和 3 年 3 月)

「令和 2 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和 4 年 3 月)

「令和 3 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

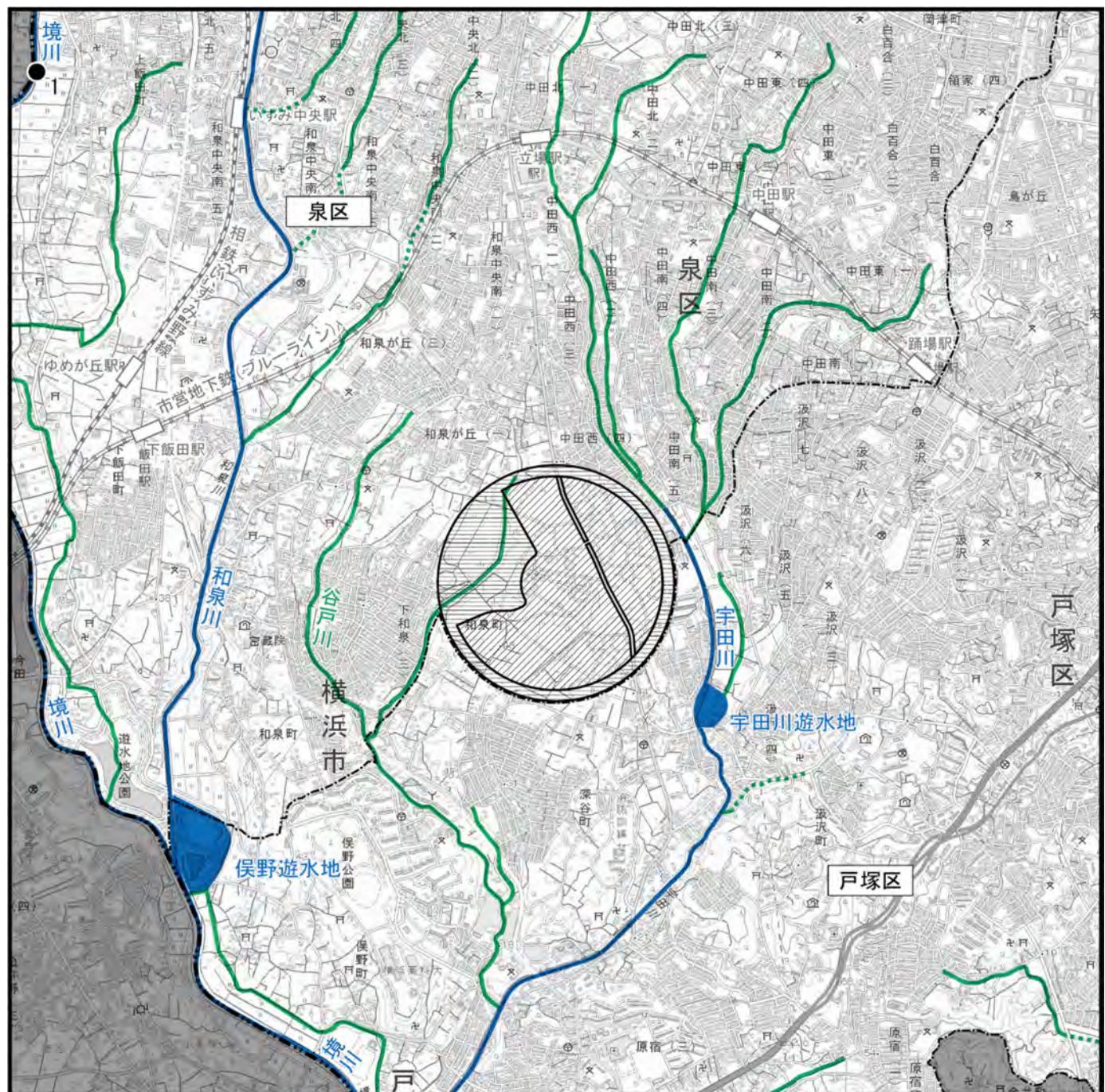
(横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和 5 年 3 月)

「令和 4 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和 6 年 11 月更新)

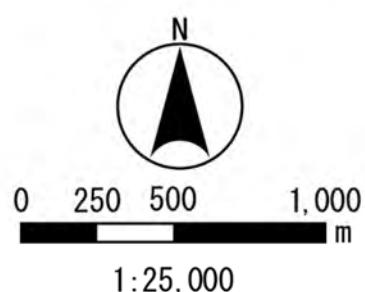
「令和 5 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和 6 年 11 月更新)



凡 例

- | | |
|------------------|--------------|
| ■ : 対象事業実施区域（公園） | — : 二級河川 |
| ■ : 対象事業実施区域（墓園） | — : その他河川 |
| --- : 市 境 | ···· : 公共下水道 |
| ---- : 区 境 | |
| ● : 水質測定地点 | |



資料：「令和5年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和6年11月更新)
 「横浜河川図」(横浜市道路局河川部、平成23年3月)

図 3.2.10.2 河川の水質測定地点

(2) 地下水の水質

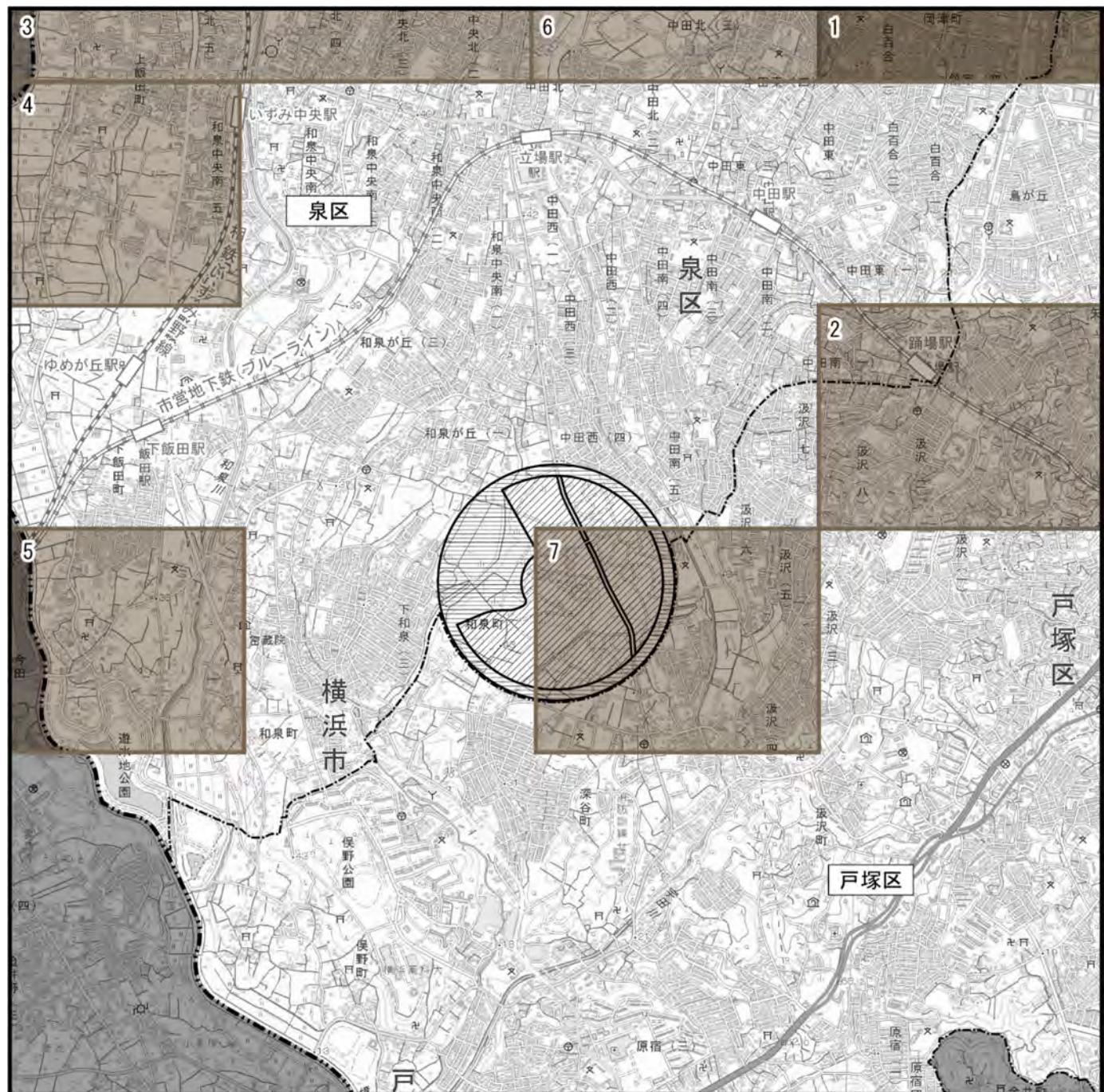
調査区域における地下水の水質測定地点は、表 3.2.10.8 及び図 3.2.10.3 に示すとおりです。

令和元年度以降に公表されている測定結果報告書によると、令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和5年度において、調査区域で地下水の水質が測定されています。なお、令和元年度から令和5年度の測定結果において環境基準に不適合の地点は確認されていません。

表 3.2.10.8 地下水の水質測定地点

行政区分	番号	測定地点	調査の種類	年度
泉区	1	中田東四丁目	概況調査（メッシュ調査）	R1
	2	中田南一丁目	概況調査（メッシュ調査）	R1
	3	泉中央北5丁目	概況調査（メッシュ調査）	R1
	4	上飯田町	概況調査（メッシュ調査）	R1
	5	下飯田町	概況調査（メッシュ調査）	R2
	3	上飯田町	概況調査（定点調査）	R3
	6	中田東四丁目	概況調査（メッシュ調査）	R5
	3	上飯田町	概況調査（メッシュ調査）	R5
戸塚区	7	汲沢五丁目	概況調査（メッシュ調査）	R2

資料：「令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和3年3月)
 「令和2年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和4年3月)
 「令和3年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和5年3月)
 「令和5年度 市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和6年11月更新)



凡 例

■: 対象事業実施区域（公園） ■: 地下水の水質測定地点

■: 対象事業実施区域（墓園）

---: 市 境

---: 区 境

資料:「令和元年度 横浜市公共用海域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和3年3月)
 「令和2年度 横浜市公共用海域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和4年3月)
 「令和3年度 横浜市公共用海域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和5年3月)
 「令和5年度 横浜市公共用海域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和6年11月更新)

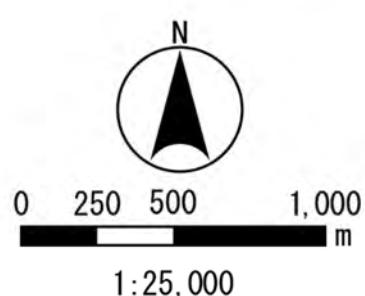


図 3.2.10.3 地下水の水質測定地点

4) 騒音の状況

(1) 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音の測定地点は、図 3.2.10.4 (1)～(2) に示すとおりです。

また、道路交通騒音における測定結果は、表 3.2.10.9 に示すとおりです。

令和2年度をみると、県道402号（阿久和鎌倉）及び県道403号（菖蒲沢戸塚）において、昼夜ともに環境基準に適合しています。令和5年度をみると、国道1号において、昼夜ともに環境基準に不適合です。

表 3.2.10.9 道路交通騒音の測定結果

(単位: dB)

測定年度	測定場所	路線名	用途地域	特例適用 ^{※2}	測定結果($L_{Aeq}^{※3}$)	
					昼間 ^{※1}	夜間 ^{※1}
R02	戸塚区原宿4丁目	県道402号（阿久和鎌倉）	準住居地域	○	67	62
R02	戸塚区深谷町	県道403号（菖蒲沢戸塚）	第1種住居地域	○	67	63
R05	戸塚区戸塚町	国道1号	第1種住居地域	○	74	73

※1 昼間: 6:00～22:00、夜間: 22:00～6:00

※2 「特例適用」とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の環境基準が設定されていることを示します。この場合の環境基準は以下のとおりです。

【幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用）: 昼間 70 dB 夜間 65 dB】

※3 等価騒音レベル(L_{Aeq}) : 騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

※4 網掛け: 環境基準に不適合

※5 通常の道路に面する地域の環境基準は次のとおりです。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び		
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

A 地域: 専ら住居の用に供される地域

B 地域: 主として住居の用に供される地域

C 地域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

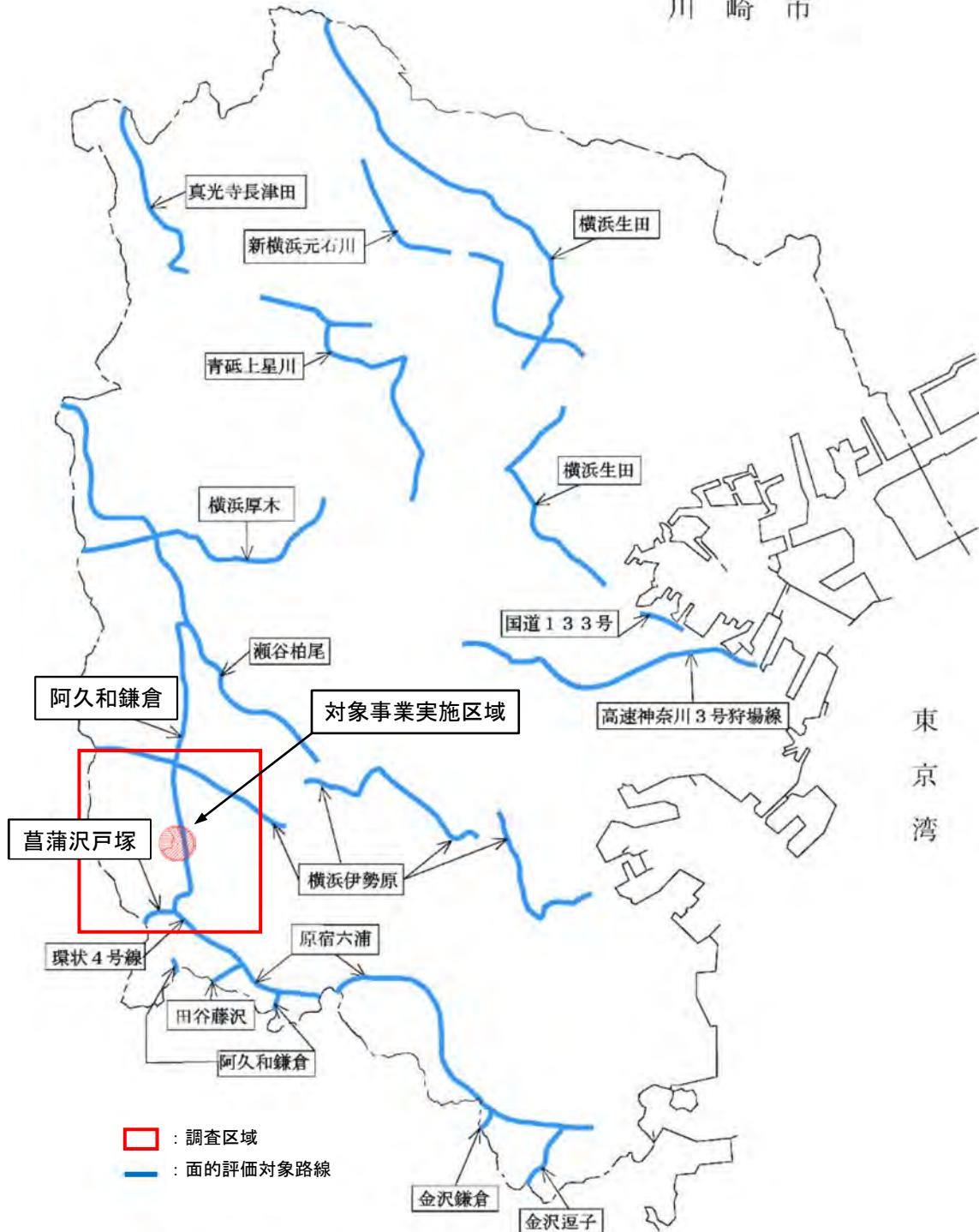
資料: 「令和2年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・貨物線・新幹線—」

(横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和4年5月)

「令和5年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・新幹線—」

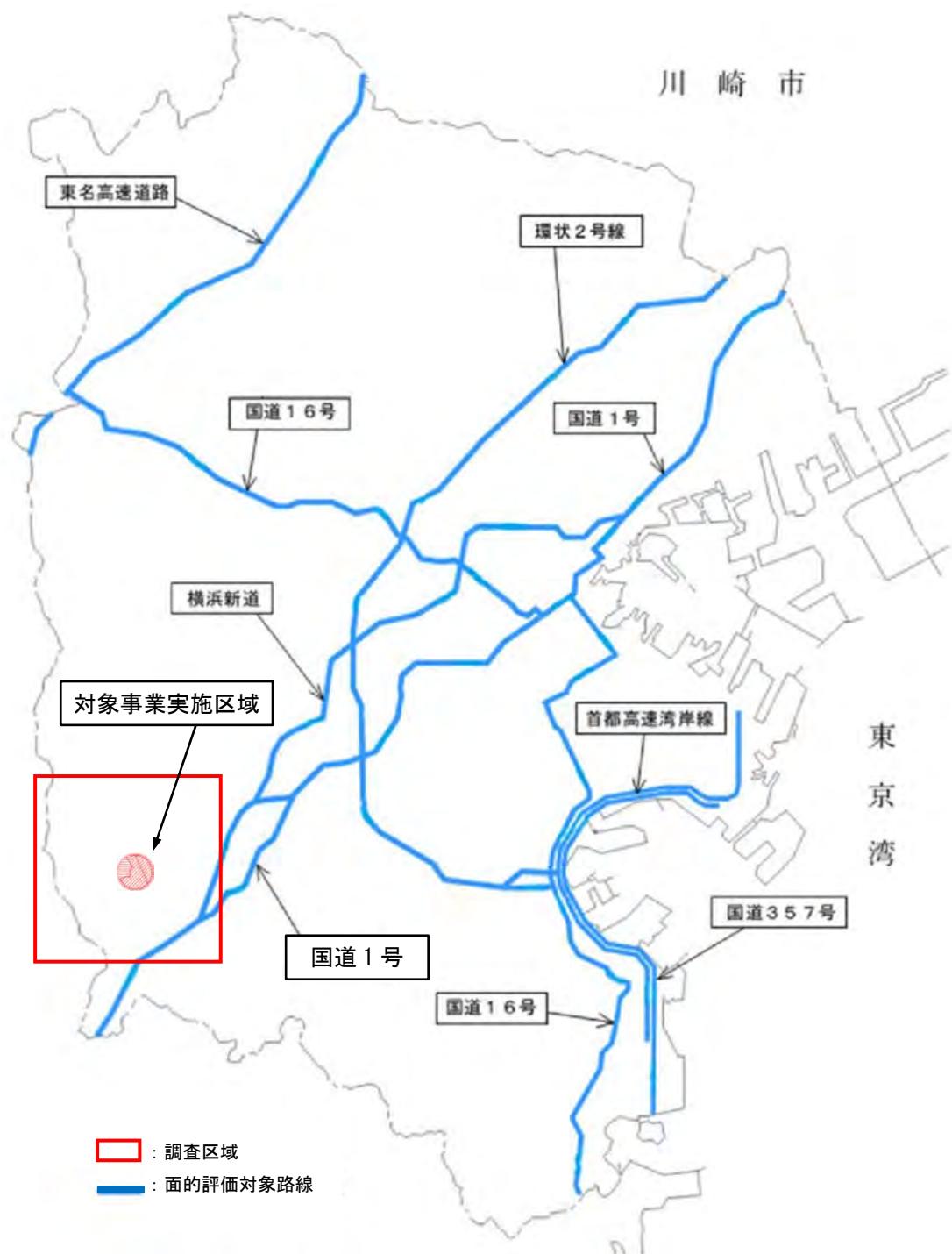
(横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和6年7月)

川崎市



資料:「令和2年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書－道路・貨物線・新幹線－」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、令和4年5月)

図 3.2.10.4 (1) 道路交通騒音測定地点



資料：「令和5年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・新幹線一」
(横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課監視センター、令和6年7月)

図 3.2.10.4 (2) 道路交通騒音測定地点

(2) 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音の測定地点は、図 3.2.10.5 に示すとおりです。また、一般環境騒音における測定結果は、表 3.2.10.10 に示すとおりです。

平成 27 年度をみると、泉区和泉町、泉区中田南二丁目、戸塚区汲沢二丁目及び戸塚区深谷町において、昼夜ともに環境基準に適合しています。戸塚区戸塚町において、昼夜ともに環境基準に不適合です。

なお、一般環境騒音の測定は平成 30 年度にも実施されていますが、平成 30 年度の測定は調査区域外で実施されていることから、調査区域で実施された最新の測定となる平成 27 年度の結果を掲載しています。

表 3.2.10.10 一般環境騒音の測定結果（平成 27 年度）

(単位 : dB)

番号	測定地点	用途地域	環境基準類型	測定結果(L_{Aeq})		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	泉区和泉町	第 1 種低層住居専用地域	A	46	35	55	45
2	泉区中田南二丁目	準住居地域	B	49	44	55	45
3	戸塚区汲沢二丁目	第 1 種中高層住居専用地域	A	48	43	55	45
4	戸塚区深谷町	第 1 種住居地域	B	49	41	55	45
5	戸塚区戸塚町	第 2 種住居地域	B	60	54	55	45

※1 環境基準の該当地域状況

A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

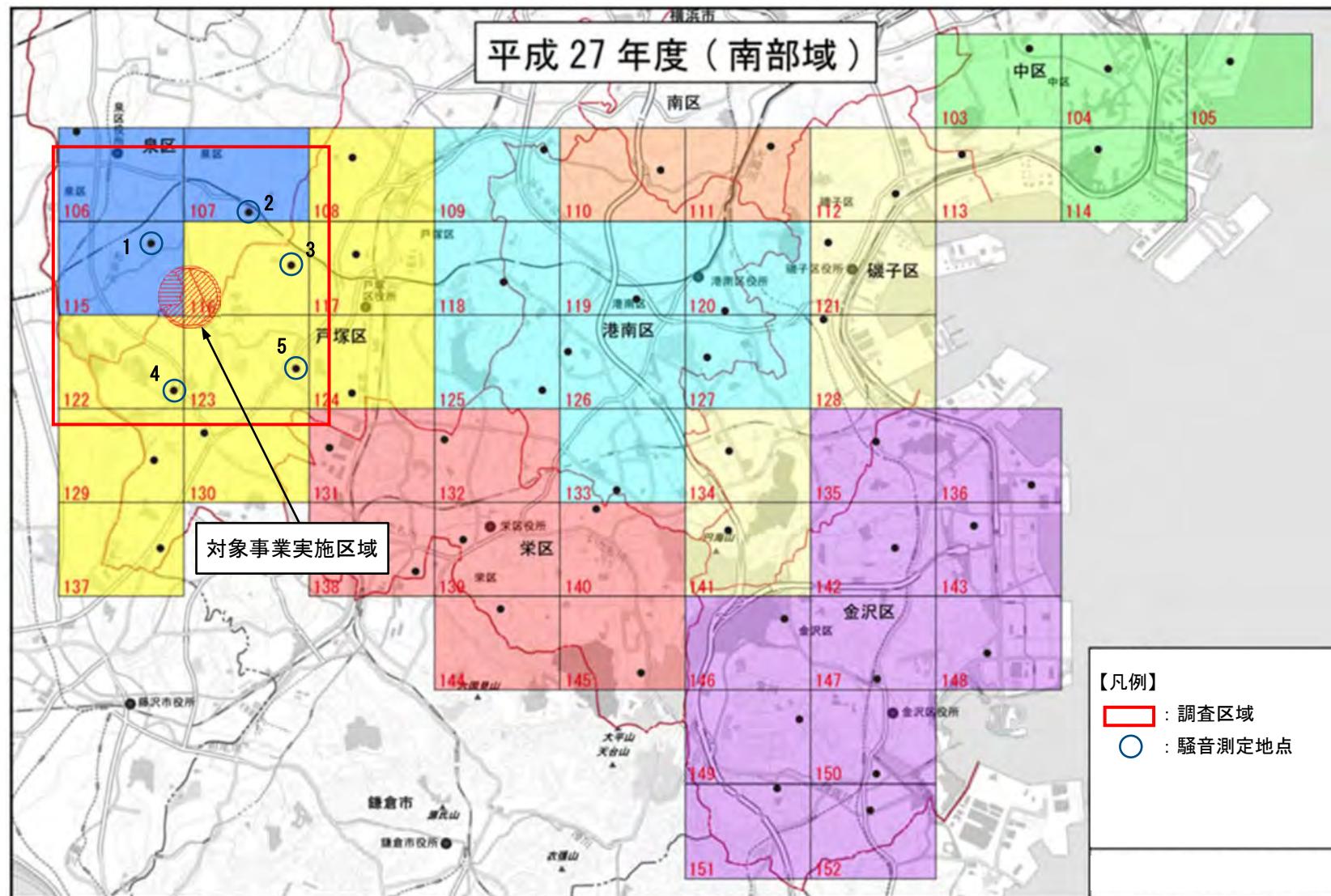
B地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、その他の地域

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※2 網掛け：環境基準に不適合

資料：「平成 27 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・貨物線・新幹線・環境・航空機—」

(横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 29 年 3 月)



資料：「平成 27 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書—道路・貨物線・新幹線・環境・航空機—」
(横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 29 年 3 月)

図 3.2.10.5 一般環境騒音測定地点

5) 振動の状況

調査区域において、令和7年3月現在、振動の測定地点は設定されていません。

6) 土壌汚染の状況

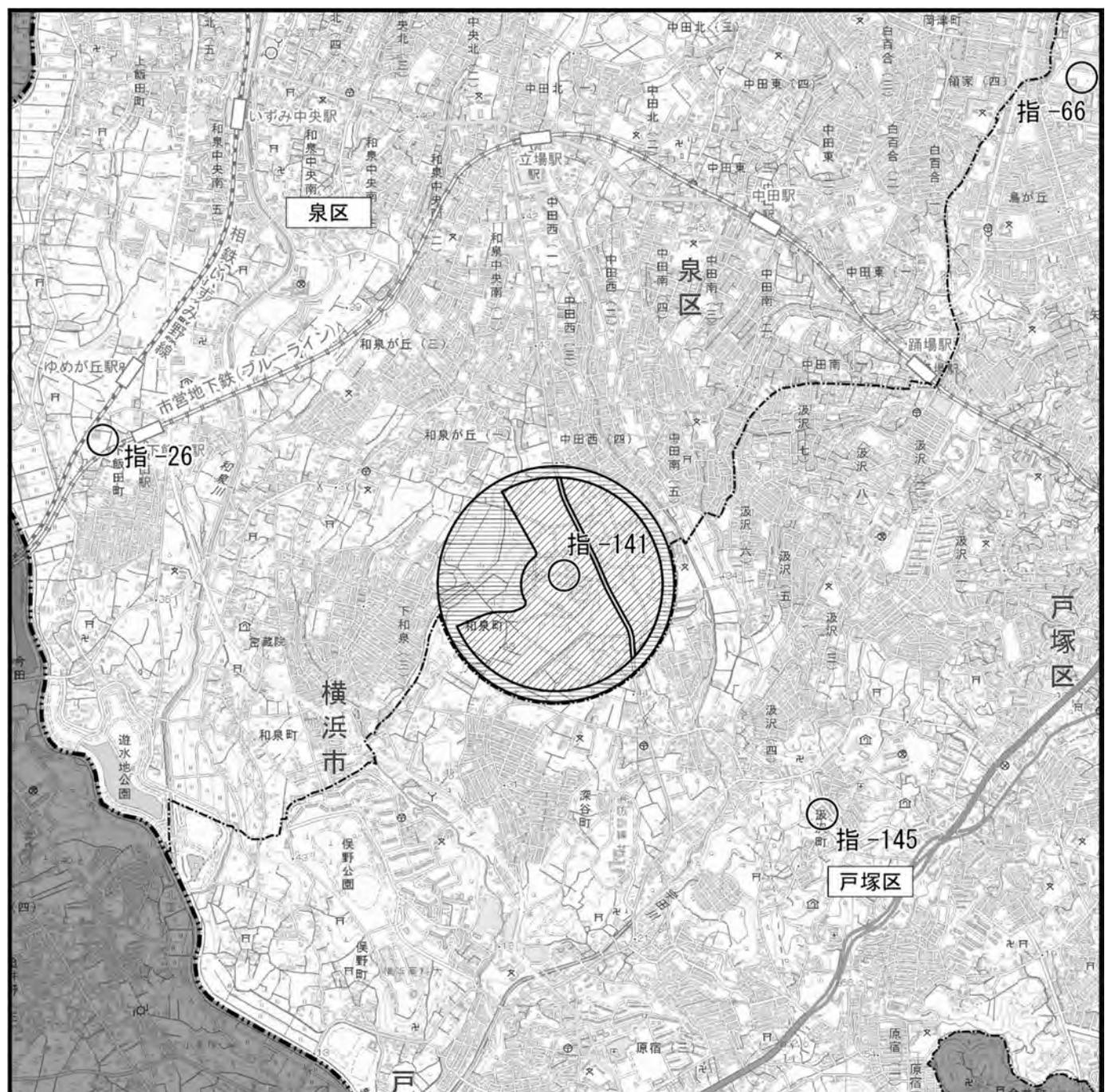
調査区域における「土壤汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壤汚染に係る区域の指定状況は、表 3.2.10.11 及び図 3.2.10.6 に示すとおりです。なお、平成28年度に対象事業実施区域内において土壤汚染調査が行われており、一部区画において土壤の汚染が確認されています（「資料編 1.2 土壌調査結果」（p. 資 1.2-1～1.2-10）参照）。

調査区域には、要措置区域が1箇所、形質変更時要届出区域が3箇所あります。対象事業実施区域には、「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域の指定はありませんが、形質変更時要届出区域が1箇所存在します。

表 3.2.10.11 土壌汚染に係る区域の指定状況

種別	指定番号	所在地	指定年月日	面積 (m ²)	指定基準に適合しない 特定有害物質	地下水汚染の 有無
要措置区域	指-26	泉区下飯田町字林847番及び857番1の各一部、857番12並びに857番14の一部	平成23年1月25日	1,115.8	テトラクロロエチレン	有
形質変更時 要届出区域	指-66	戸塚区上矢部町字金堀塚2416番2の一部	平成25年4月5日	100.0	トリクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	有
	指-141	泉区和泉町の一部	平成30年1月15日	1,800.0	鉛及びその化合物	無
	指-145	戸塚区汲沢町字小無行219番の3の一部	平成30年3月5日	100.0	鉛及びその化合物	無

資料：「汚染された区域に指定された土地の台帳」（横浜市ホームページ、令和7年3月調べ）



凡 例

■：対象事業実施区域（公園）

○：土壤汚染に係る区域

■：対象事業実施区域（墓園）

---：市 境

---：区 境



0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.10.6

土壤汚染に係る区域の指定状況

資料：「汚染された区域に指定された土地の台帳」
(横浜市ホームページ、令和7年3月調べ)

7) 悪臭の状況

調査区域において、「悪臭防止に基づく規制地域及び規制基準」（横浜市告示第 129 号、昭和 48 年 5 月）により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」（政令第 207 号、昭和 47 年 5 月）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。

8) 地盤沈下の状況

調査区域における令和 5 年度の地盤沈下の状況は、表 3.2.10.12 に示すとおりです。

泉区で観測した水準点 11 点のうち 10 点及び戸塚区で観測した水準点 5 点のうち全てで 10 mm 未満の沈下が確認されています。

表 3.2.10.12 地盤沈下状況（令和 5 年度）

（単位：mm）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量				
			0～9.9	10.0～19.9	20.0～29.9	30.0～39.9	40.0 以上
横浜市	116	111	104	7	—	—	—
泉区	11	10	10	—	—	—	—
戸塚区	5	5	5	—	—	—	—

※ - : 該当数値のないもの

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月調べ）

3.2.11 災害の状況

1) 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 3.2.11.1 に示すとおりです。

令和6年の被害件数は、泉区、戸塚区ともに確認されていません。

また、令和2年から令和6年の被害の状況を見ると、泉区では令和5年度に人的被害が、戸塚区では令和3年度に人的被害、令和5年度に崖くずれが発生しています。

表 3.2.11.1 災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類			横浜市										戸塚区					
			泉区					戸塚区										
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	
人的被害	死者	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	行方不明者		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	重傷者		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷者		0	7	0	11	0	0	0	0	3	0	0	2	0	0	0	
住家被害	全壊※1	棟	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大規模半壊※2		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	半壊※3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一部破損※4		1	4	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	床上浸水		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	床下浸水		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非住家被害	全壊	公共建物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	半壊		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一部破損		0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	浸水		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他浸水		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	全壊	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	半壊		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一部破損		0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	浸水		0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他浸水		0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
田畠被害	田への流出・埋没	ha	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	田の冠水		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畠の流出・陥没		0.0.268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畠の冠水		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の被害	文教施設	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	病院		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	道路		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	橋梁	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	河川		0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	港湾		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	砂防	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	清掃施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	崖くずれ		4	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	
	鉄道不通	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	被害船舶		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水道		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電話	回線	0	0	0	0	940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ガス	戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロック塀等	箇所	0	6	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他		2	58	15	34	14	0	2	0	1	0	0	9	2	0	0	

- ※1 全壊 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものです。
- ※2 大規模半壊 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものです。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものです。
- ※3 半壊 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものです。
- ※4 一部破壊 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとします。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除きます。
- ※5 「-」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。
- 資料：「令和2年横浜市の災害」（横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和4年1月）
「令和3年横浜市の災害」（横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和4年5月）
「令和4年横浜市の災害」（横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和5年3月）
「令和5年横浜市の災害」（横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和6年3月）
「令和6年横浜市の災害」（横浜市総務局危機管理室緊急対策課、令和7年3月）

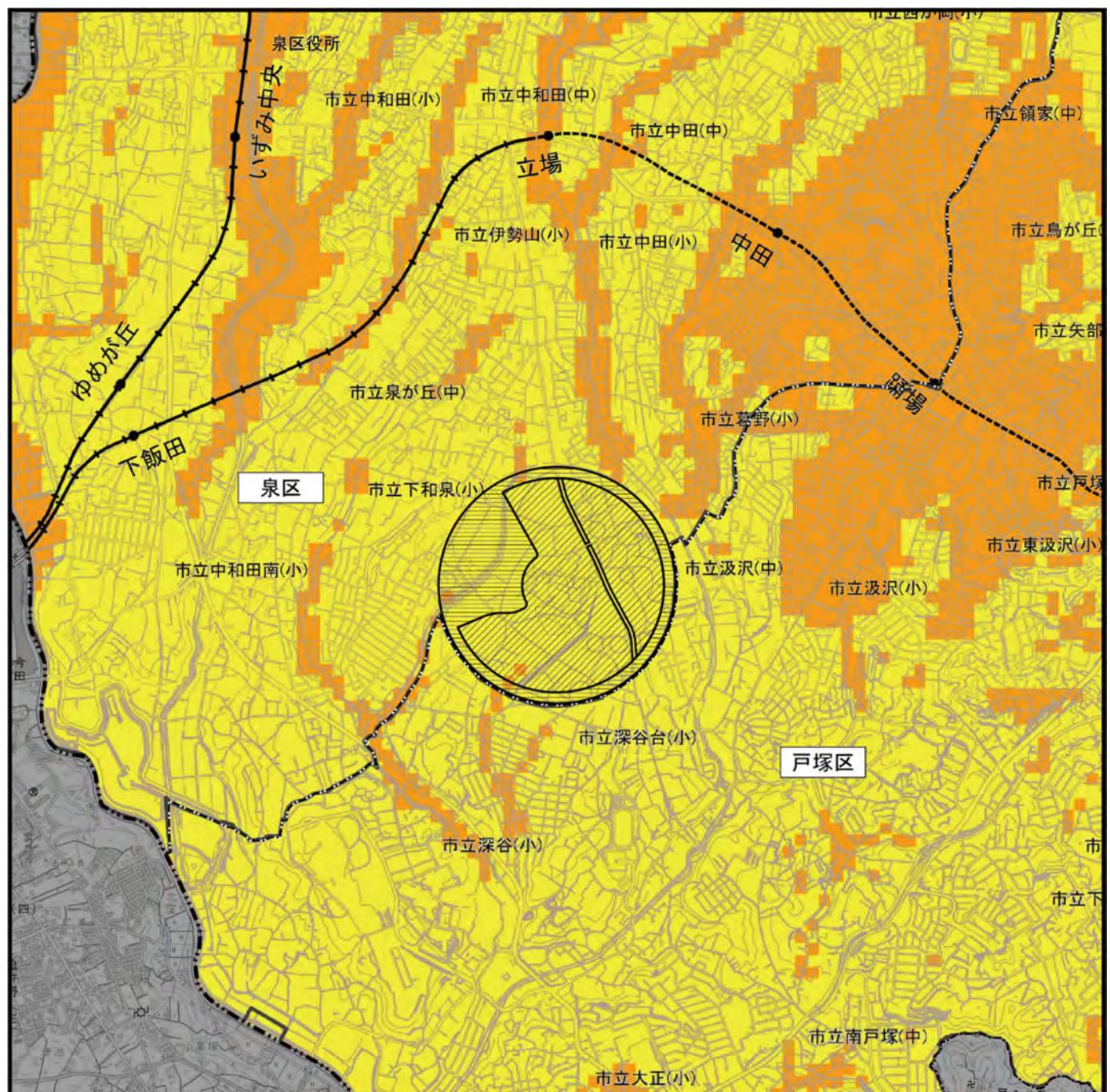
2) 地震マップ

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 3.2.11.1 (1) ~ (3) に示すとおりです。

地震マップは、本市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震について、市内各地の揺れを予測し地図としてまとめたもので、「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成 24 年 10 月）にて被害想定対象とされた 3 地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）の震度分布を図示したものです。

調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～6 強、南海トラフ巨大地震で震度 5 強～6 弱の揺れが想定されています。

対象事業実施区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～5 強、南海トラフ巨大地震で震度 5 強の揺れが想定されています。



凡 例

- | | | | |
|---|--------------|---|------|
|  | 対象事業実施区域（公園） |  | 震度7 |
|  | 対象事業実施区域（墓園） |  | 震度6強 |
|  | 市 境 |  | 震度6弱 |
|  | 区 境 |  | 震度5強 |
| | |  | 震度5弱 |
| | |  | 震度4 |

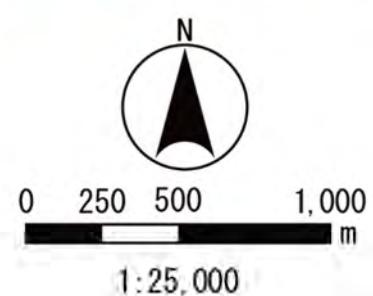
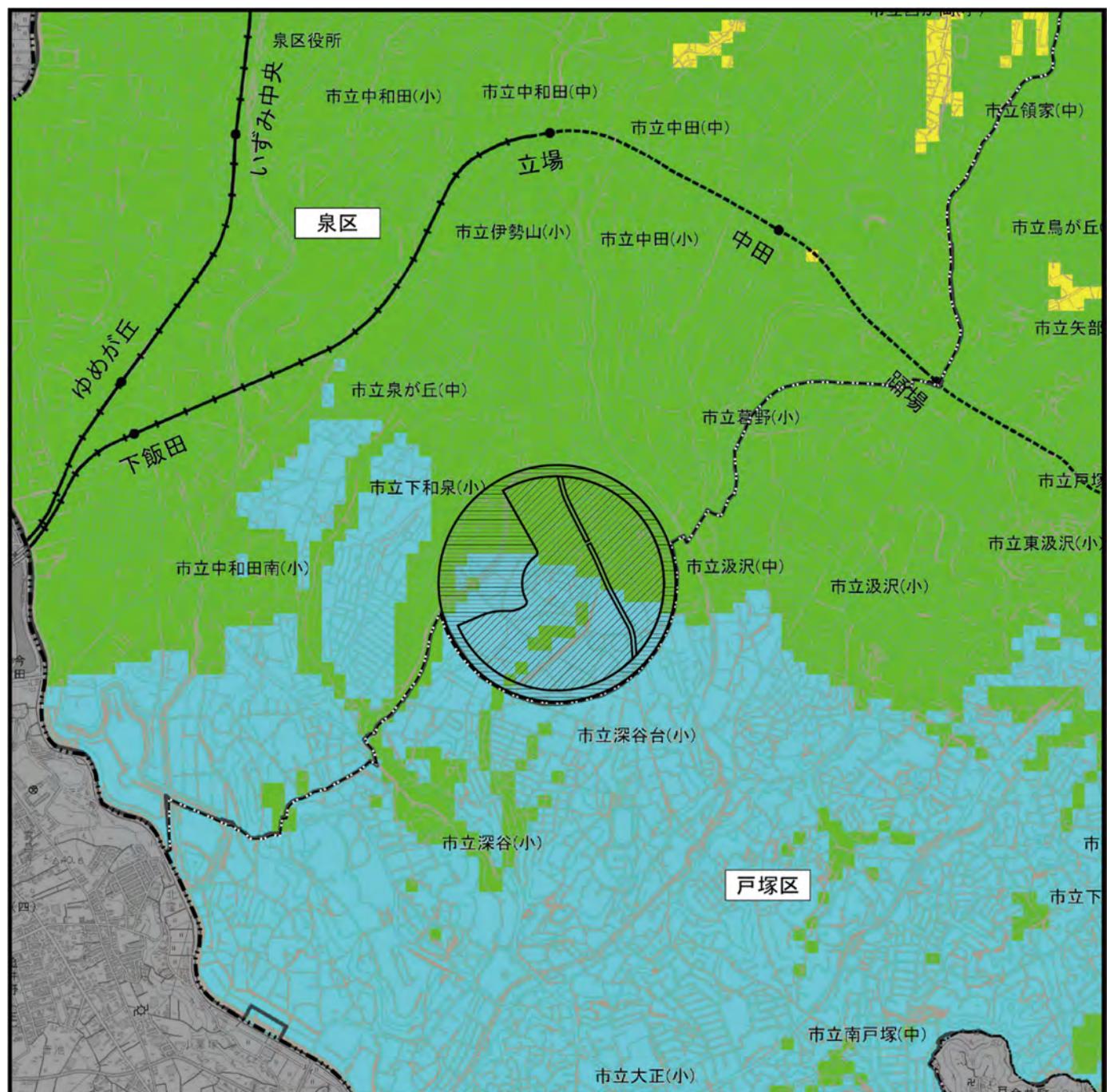


図 3.2.11.1 (1)
地震マップ(元禄型関東地震)

資料：元禄型関東地震被害想定 地震マップ（泉区、戸塚区）
(横浜市消防局、平成24年10月)



凡 例

■: 対象事業実施区域 (公園)	■: 対象事業実施区域 (墓園)	■: 震度7
■: 対象事業実施区域 (墓園)	■: 震度6強	■: 震度6弱
---: 市 境	■: 震度5強	■: 震度5弱
---: 区 境	■: 震度5弱	■: 震度4

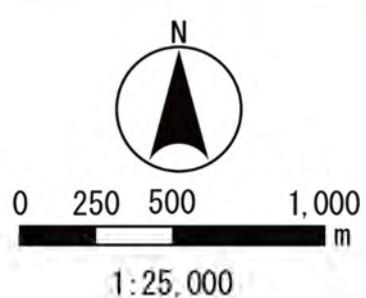
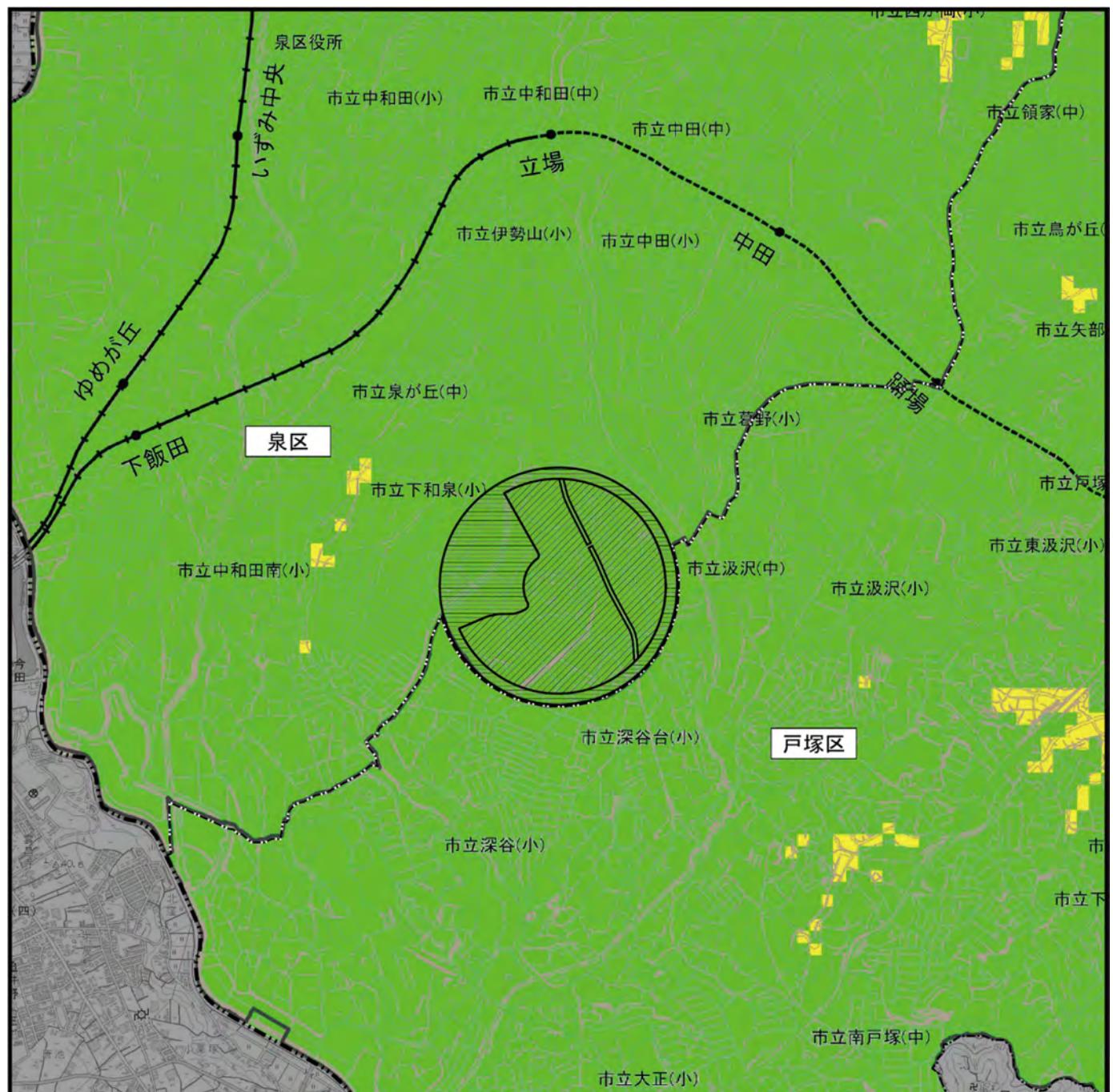


図 3.2.11.1 (2)
地震マップ(東京湾北部地震)

資料:「東京湾北部地震被害想定 地震マップ(泉区、戸塚区)」
(横浜市消防局、平成24年10月)



凡 例

- : 対象事業実施区域（公園） ■ : 震度7
 ■ : 対象事業実施区域（墓園） ■ : 震度6強
 - - - : 市 境 ■ : 震度6弱
 - - - : 区 境 ■ : 震度5強
 ■ : 震度5弱
 ■ : 震度4

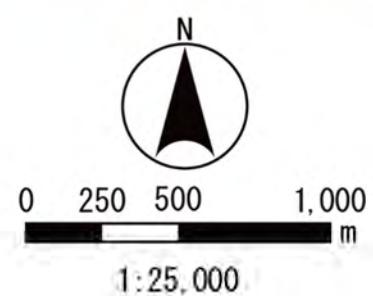


図 3.2.11.1 (3)

地震マップ(南海トラフ巨大地震)

資料「南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ（泉区、戸塚区）」
(横浜市消防局、平成24年10月)

3) 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域の急傾斜地崩壊危険区域は表 3.2.11.2 及び図 3.2.11.2 に示すとおりです。

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（法律第 57 号、昭和 44 年 7 月）に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県が指定する区域です。「傾斜度が 30 度以上あるもの」、「高さが 5 m 以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されます。

調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域がありますが、対象事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はありません。

表 3.2.11.2 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

行政区分	番号	名称	所在地	指定日
戸塚区	1	戸塚町浅間神社	戸塚町	平成 27 年 8 月 14 日
	2	汲沢町五霊神社	汲沢町	令和 4 年 3 月 11 日

資料：「神奈川県土砂災害警戒情報システム」（神奈川県、令和 7 年 3 月調べ）

4) 土砂災害警戒区域

調査区域の土砂災害警戒区域は、図 3.2.11.3 に示すとおりです。

土砂災害警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（法律第 57 号、平成 12 年 5 月）に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域として、神奈川県が指定する区域です。

調査区域には、土砂災害警戒区域に指定されている区域がありますが、対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域の指定はありません。



凡 例

- ：対象事業実施区域（公園）
- ：対象事業実施区域（墓園）
- ：市 境
- ：区 境
- ：急傾斜地崩壊危険区域

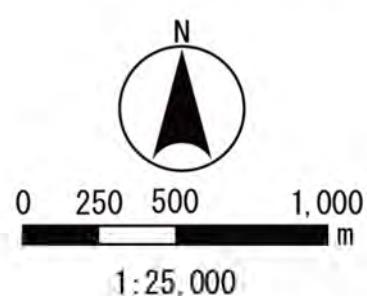
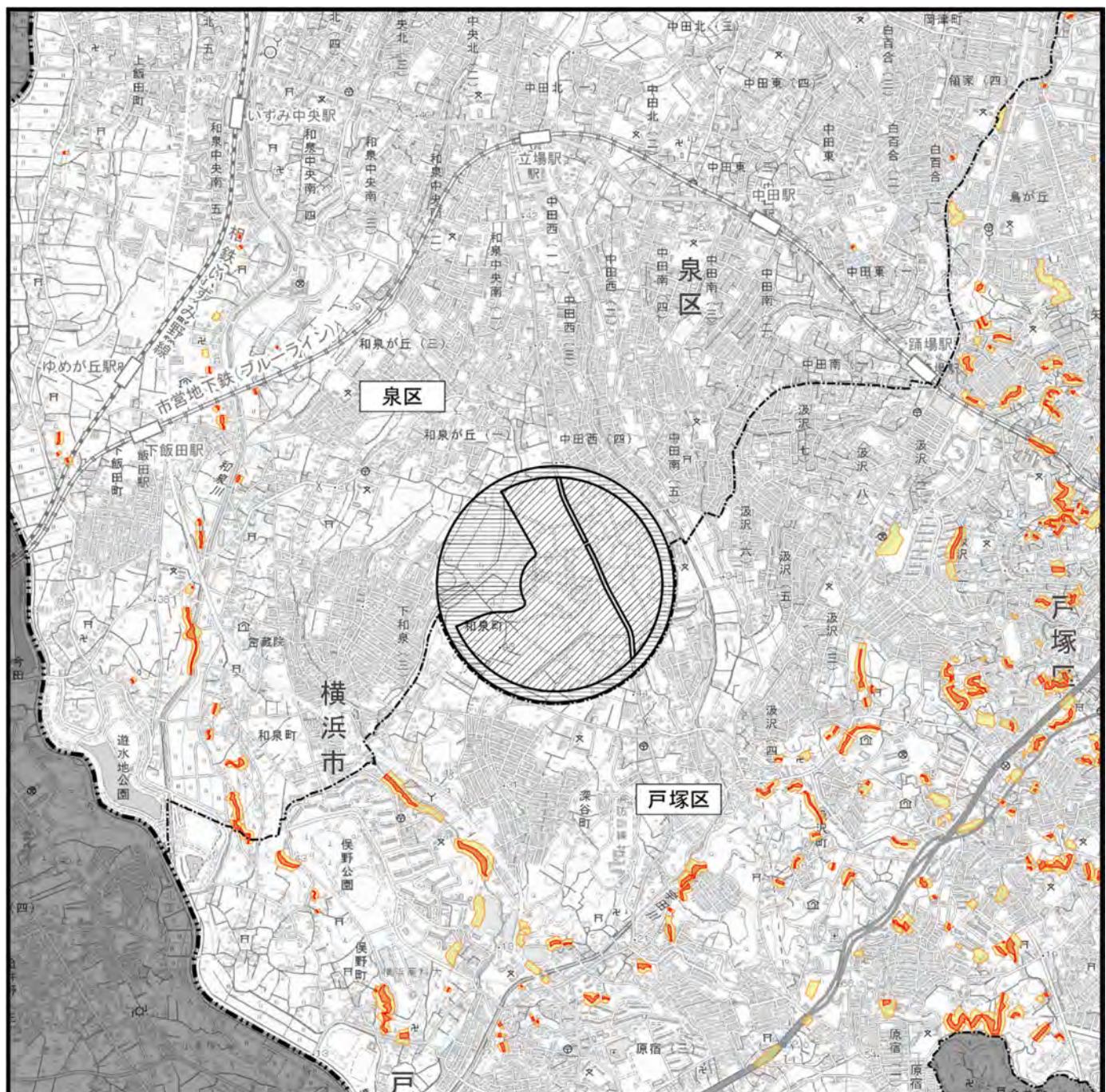


図 3.2.11.2 急傾斜地崩壊危険区域

資料：「神奈川県土砂災害警戒情報システム」（神奈川県、令和7年3月調べ）



凡 例

- : 対象事業実施区域（公園）
- : 対象事業実施区域（墓園）
- : 市 境
- : 区 境
- : 土砂災害警戒区域
- : 土砂災害特別警戒区域

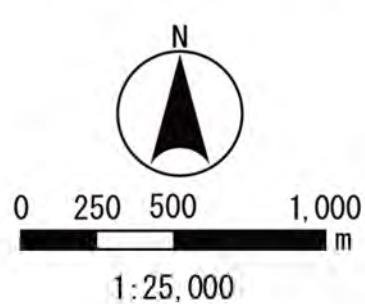


図 3.2.11.3 土砂災害警戒区域

資料:「泉区土砂灾害ハザードマップ」(横浜市、令和4年2月)
「戸塚区土砂灾害ハザードマップ」(横浜市、令和3年12月)

5) 浸水のおそれのある区域

調査区域の浸水想定区域（洪水）は、図 3.2.11.4 に示すとおりです。

調査区域には、境川や和泉川、宇田川の周辺に浸水想定区域（洪水）が指定されていますが、対象事業実施区域には、浸水想定区域（洪水）の指定はありません。

調査区域の浸水想定区域（内水）は、図 3.2.11.5 に示すとおりです。

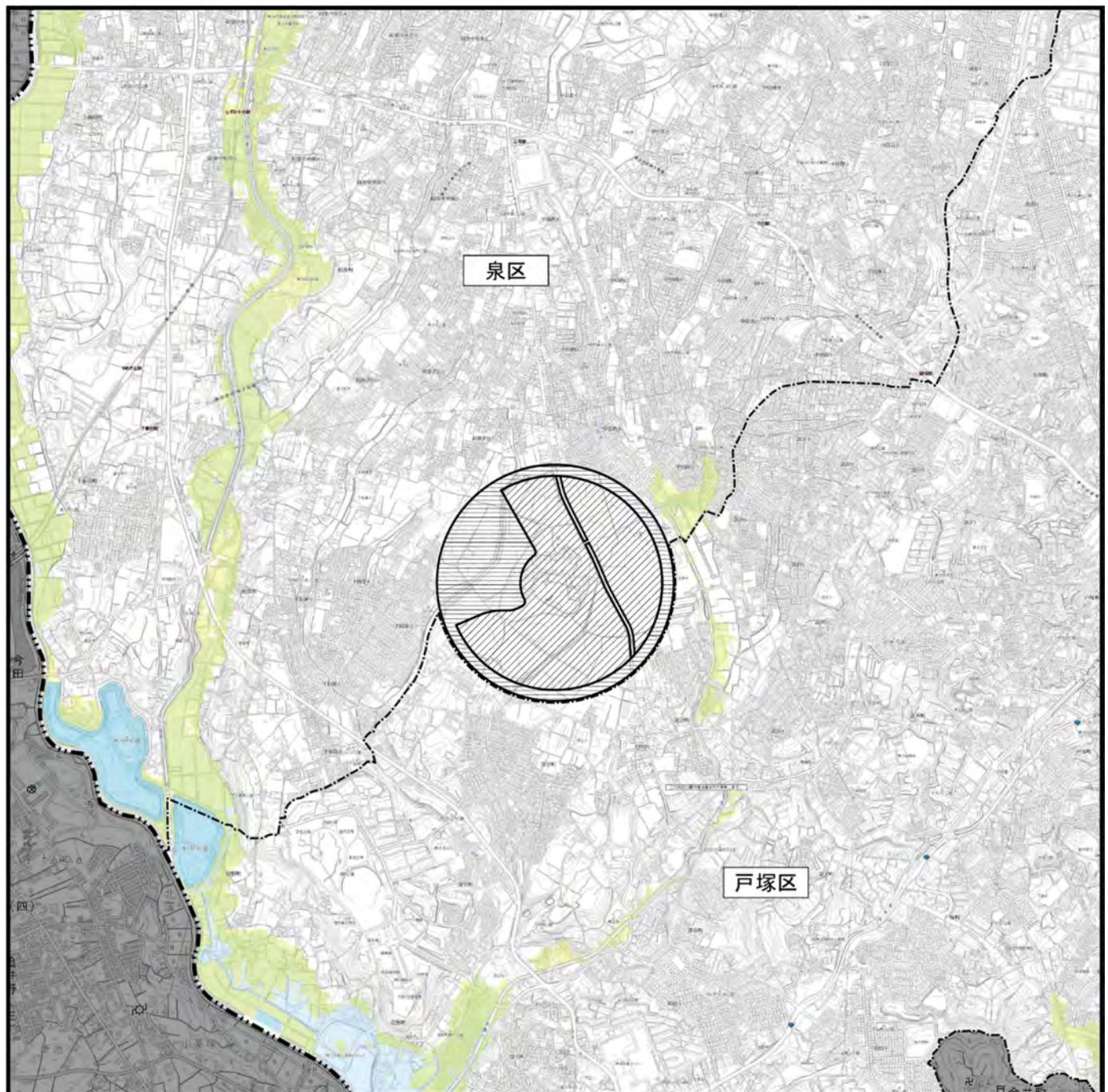
調査区域には、0 cm以上 2 cm未満、2 cm以上 20 cm未満等の浸水想定区域（内水）に指定されている区域があり、対象事業実施区域には、0 cm以上 2m未満の浸水想定区域（内水）に指定されている区域があります。

6) 液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域の液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3.2.11.6 (1) ~ (3) に示すとおりです。

「液状化マップ」は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成 24 年 10 月）にて被害想定対象とされた 3 地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）の液状化危険度分布を図示したものです。

調査区域は、大部分が「液状化危険度は低い」もしくは「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、「液状化危険度は低い」は、河川に沿う形で分布しています。対象事業実施区域は、大部分が「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、一部に「液状化危険度は低い」に指定されている区域があります。

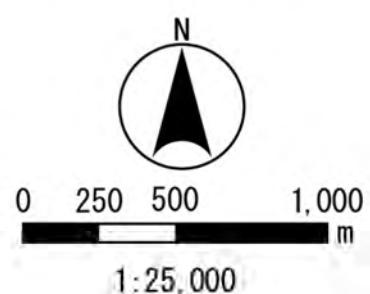


凡 例

- : 対象事業実施区域（公園）
- : 対象事業実施区域（墓園）
- : 市 境
- : 区 境

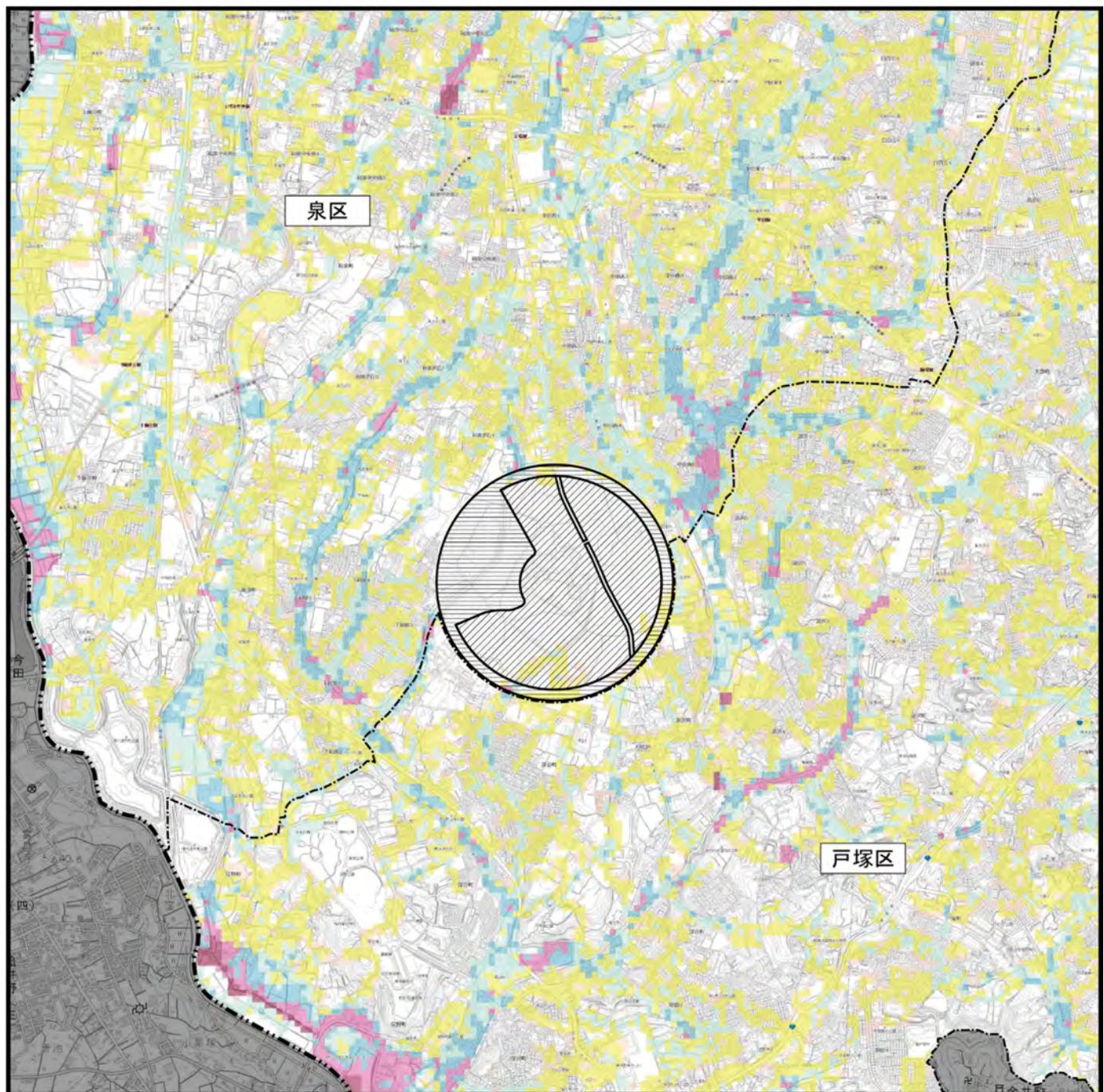
浸水想定区域（想定最大規模）

- : 0 ~ 0.5m未満
- : 0.5 ~ 3.0m未満
- : 3.0 ~ 5.0m未満
- : 5.0 ~ 10.0m未満



資料:「泉区洪水ハザードマップ」(横浜市、令和4年5月)
「戸塚区洪水ハザードマップ」(横浜市、令和4年5月)
「横浜市行政地図情報提供システム わいわい防災マップ」
(横浜市、令和7年3月調べ)

図 3.2.11.4 浸水想定区域（洪水）



凡 例

■：対象事業実施区域（公園）

■：対象事業実施区域（墓園）

---：市 境

---：区 境

浸水想定区域（想定最大規模）

■：0cm以上2cm未満

■：2cm以上20cm未満

■：20cm以上50cm未満

■：50cm以上1.0m未満

■：1.0m以上2.0m未満

■：2.0m以上

N

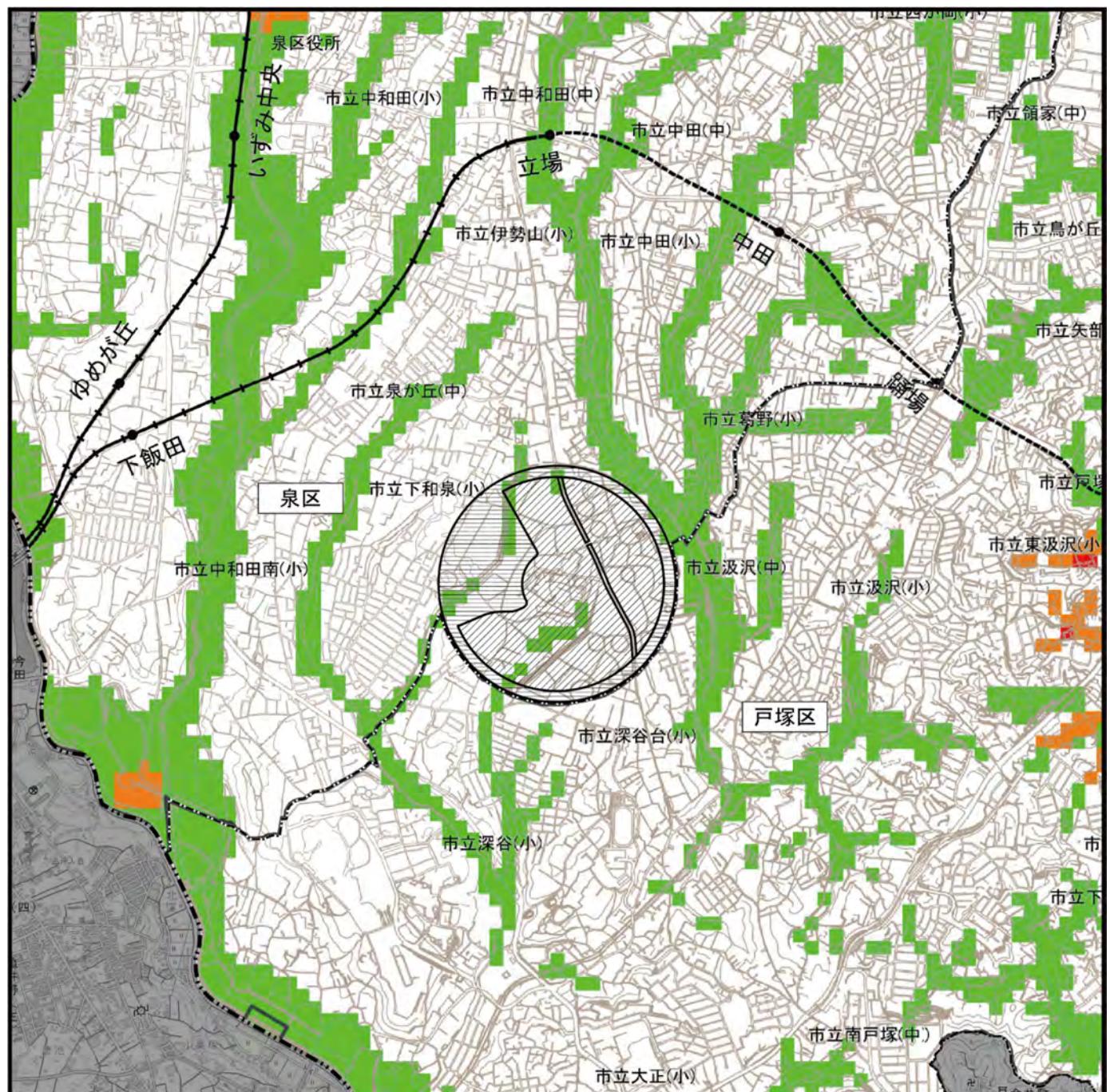


0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料：「泉区洪水ハザードマップ」（横浜市、令和4年5月）
 「戸塚区洪水ハザードマップ」（横浜市、令和4年5月）
 「横浜市行政地図情報提供システム わいわい防災マップ」
 （横浜市、令和7年3月調べ）

図 3.2.11.5 浸水想定区域（内水）



凡 例

■: 対象事業実施区域 (公園)

■: 対象事業実施区域 (墓園)

---: 市 境 液状化危険度

---: 区 境

■: 液状化危険度が高い: $15 < PL$

■: 液状化する可能性がある: $5PL \leq 15$

■: 液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$

□: 液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$

資料: 「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ (泉区、戸塚区)」
(横浜市消防局、平成24年10月)

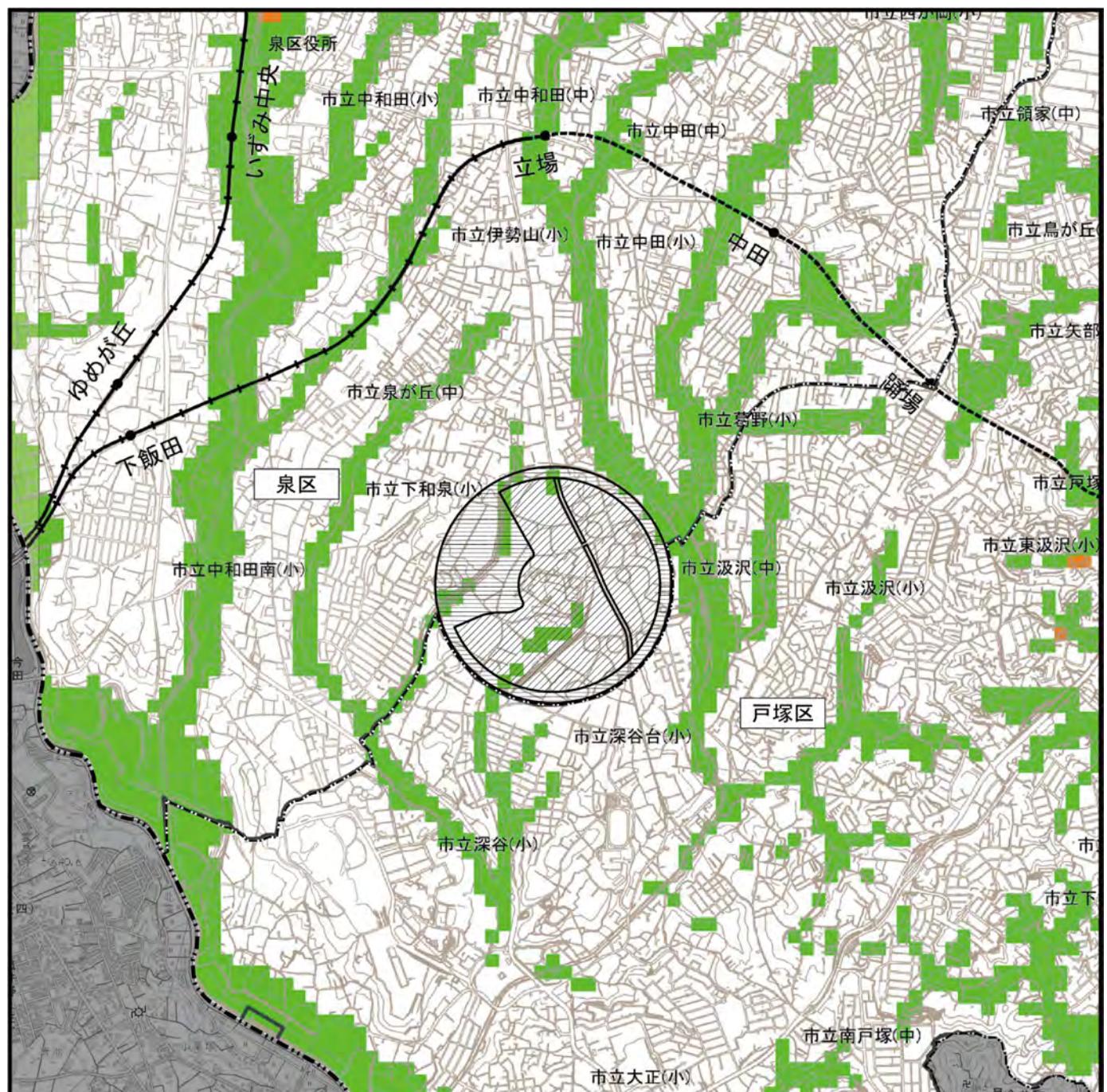


0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.11.6 (1)

液状化マップ(元禄型関東地震)



凡 例

■ : 対象事業実施区域 (公園)

■ : 対象事業実施区域 (墓園)

---: 市 境

液状化危険度

---: 区 境

■ : 液状化危険度が高い: $15 < PL$

■ : 液状化する可能性がある: $5PL \leq 15$

■ : 液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$

□ : 液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



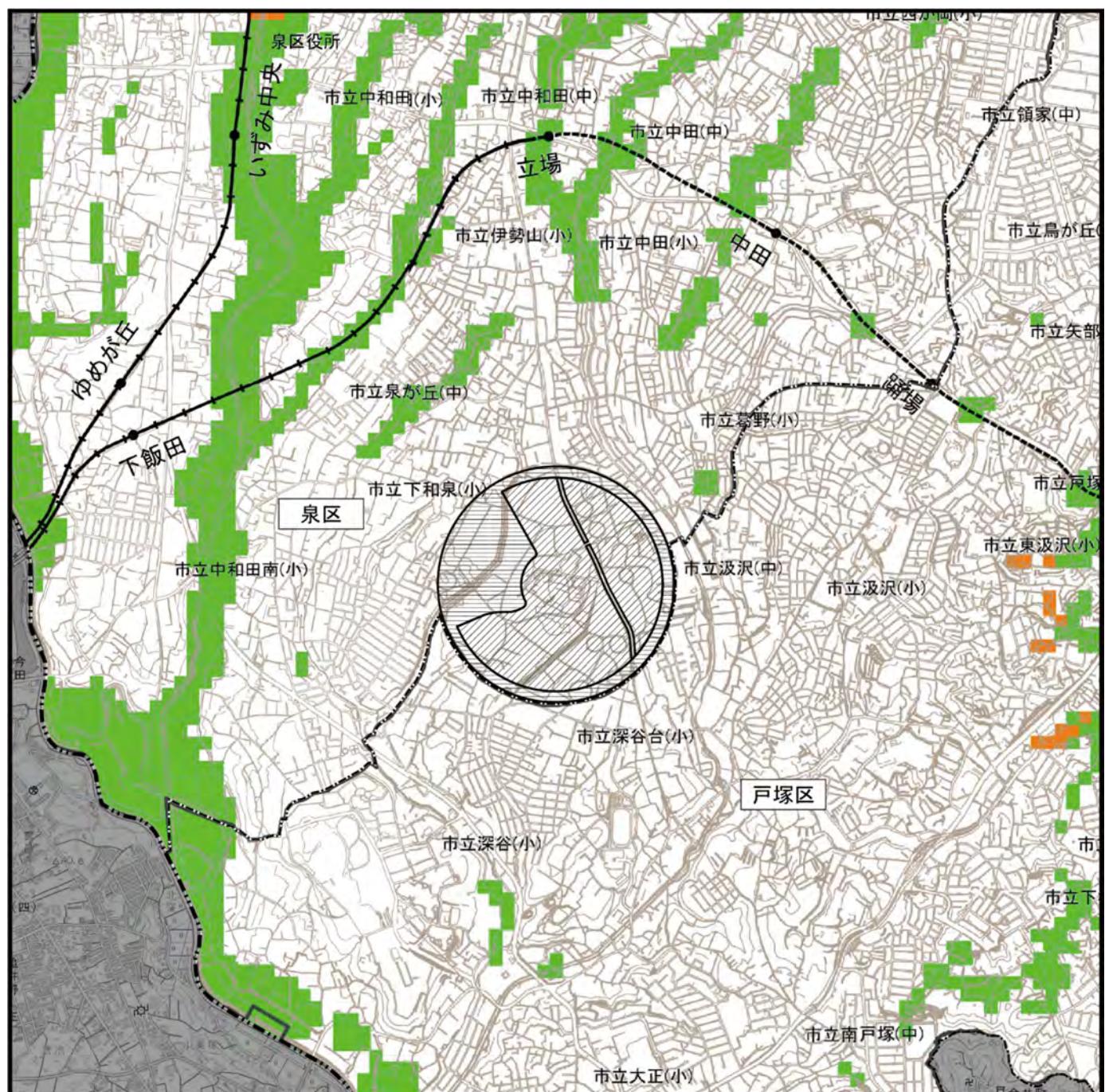
0 250 500 1,000
m

1:25,000

図 3.2.11.6 (2)

液状化マップ(東京湾北部地震)

資料: 「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ (泉区、戸塚区)
(横浜市消防局、平成 24 年 10 月)



凡 例

■: 対象事業実施区域（公園）

■: 対象事業実施区域（墓園）

---: 市 境

液状化危険度

---: 区 境

■: 液状化危険度が高い: $15 < PL$

■: 液状化する可能性がある: $5PL \leq 15$

■: 液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$

□: 液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



0 250 500 1,000 m

1:25,000

図 3.2.11.6 (3)

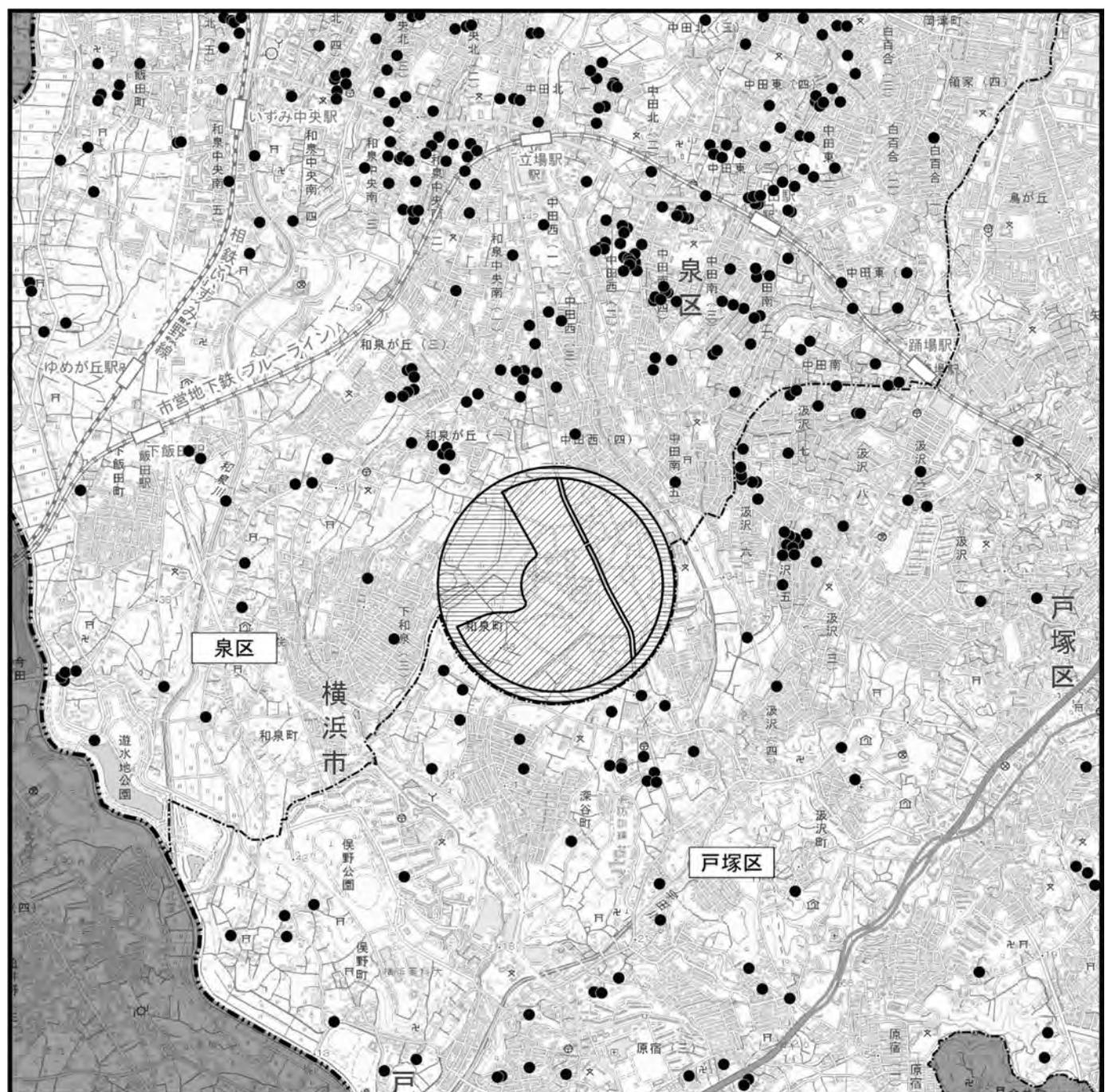
液状化マップ(南海トラフ巨大地震)

資料:「南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ(泉区、戸塚区)
(横浜市消防局、平成24年10月)」

7) 災害応急用井戸の状況

本市では、民間の協力のもと、地震等災害時に洗浄水等、飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しています。

調査区域における災害応急用井戸の分布状況は図 3.2.11.7 に示すとおり、泉区に 238 箇所、戸塚区に 89 箇所存在しています。



凡 例

- ：対象事業実施区域（公園）
- ：対象事業実施区域（墓園）
- ：市 境
- ：区 境
- ：災害応急用井戸

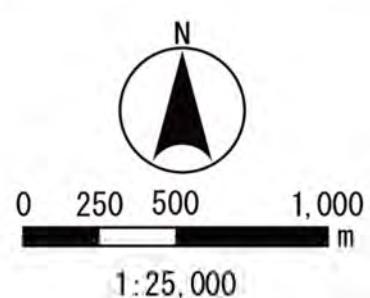


図 3.2.11.7 災害応急用井戸

資料：「横浜市行政地図情報提供システム 市民防災情報わいわい防災マップ」
(横浜市、令和7年3月調べ)

3.2.12 廃棄物の状況

本市における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2.12.1 に示すとおりです。

本市では、令和5年度のごみと資源の総量は約 112.0 万トンで、前年度に比べ、約 4.0 万トン減少（約-3.6%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量は約 77.9 万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約 3.3 万トン減少（約-4.2%）、事業系に区分されるごみと資源の総量は約 34.1 万トンで前年度に比べ約 0.8 万トン減少（約-2.3%）となっています。

平成 30 年度から令和 4 年度に本市内から発生した産業廃棄物の発生量と処理状況は表 3.2.12.2 に、平成 21 年、令和元年度から令和 4 年度に神奈川県内から発生した産業廃棄物の発生量と処理状況は表 3.2.12.3 に示すとおりです。

また、対象事業実施区域内において産業廃棄物最終処分場跡地が確認されています（「資料編 1.3 産業廃棄物最終処分場跡地」（p. 資 1.3-1～p. 資 1.3-13）参照）。

表 3.2.12.1 横浜市における一般廃棄物の処理状況

(単位: t)

項目			年度				
			R1 ^{※5}	R2	R3	R4	R5
ごみと資源の総量			1,220,597	1,200,409	1,178,299	1,160,264	1,119,824
ごみ量	家庭系	焼却	581,269	598,514	578,970	565,853	546,318
		埋立	312	316	307	286	290
		小計	581,581	598,830	579,277	566,139	546,608
	事業系	焼却	305,374	267,824	273,093	278,706	274,207
		埋立	3,692	2,610	2,746	2,655	2,319
		小計	309,066	270,434	275,838	281,362	276,526
	計		890,647	869,264	855,115	847,500	823,134
処理内訳	資源化量	缶	8,671	9,728	9,533	8,968	8,336
		びん	19,534	20,538	19,566	18,193	16,556
		ペットボトル	13,094	14,077	14,372	14,176	14,032
		ガラス残さ	4,354	4,907	5,098	5,011	5,042
		小さな金属類	4,648	5,276	4,726	4,256	4,044
		プラスチック製容器包装	48,817	51,129	50,094	48,276	46,555
		スプレー缶	611	620	619	611	611
		古紙	1,452	1,254	973	968	929
		古布	525	467	426	387	420
		蛍光灯・電球	82	77	70	59	56
		乾電池	321	319	336	341	358
		粗大金属	6,704	7,209	7,077	6,533	6,220
		羽毛布団	10	8	12	12	13
		小型家電	61	85	91	95	99
		燃えないごみ	1,333	1,327	1,233	1,192	1,128
		その他	60 ^{※2}	0	0	0.4 ^{※3}	4.4 ^{※4}
	小計		110,277	117,023	114,225	109,079	104,402
	資源集団回収		152,377	149,022	142,784	136,438	128,058
	事業系 ^{※1}	せん定枝	50,197	49,457	49,313	47,817	42,795
		生ごみ	17,099	15,643	16,861	19,430	21,435
		小計	67,296	65,100	66,174	67,246	64,230
	計		329,950	331,145	323,183	312,763	296,690

※1 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

※2 せん定枝リサイクル実証実験における資源化量及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※3 水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※4 プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大に向けた実態調査および水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※5 次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

- ・令和元年度の台風第15号による災害廃棄物 (2,139トン)
- ・令和元年度の台風第19号による他都市からの搬入ごみ (神奈川県川崎市: 187トン、宮城県丸森町: 163トン)
- ・令和元年度の新型コロナウイルスの影響によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物 (306トン)

注 表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料:「令和6年度 事業概要」(横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和6年9月)

表 3.2.12.2 産業廃棄物の発生量と処理状況（横浜市）

(単位：万t)

項目	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
発生量	970	919	888	846	901
減量化量	636	613	599	551	600
再生利用量	315	284	275	272	287
最終処分量	20	22	14	22	14

資料：「令和6年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和6年9月）

表 3.2.12.3 産業廃棄物の発生量と処理状況（神奈川県）

(単位：万t)

項目	年度				
	H21	R1	R2	R3	R4
発生量	1,716	1,808	1,737	1,714	1,740
減量化量	891	1,089	1,060	1,020	1,035
再生利用量	711	691	650	668	678
最終処分量	114	28	27	26	27

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」（神奈川県ホームページ、令和7年3月調べ）

3.2.13 法令等の状況

公害防止、自然環境保全及び災害防止等に関する法令等と公園及び墓園整備事業との関係の有無は、表 3.2.13.1 (1) ~ (6) に示すとおりです。

適用法令は令和7年3月現在の法令の施行状況等より判断したものであり、公園及び墓園整備事業との関係がある関連法令を遵守します。

表 3.2.13.1 (1) 環境関連法令等 (公害防止)

項目	法令等	事業との関係	
		公園	墓園
環境一般	環境基本法	○	○
	神奈川県環境基本条例	—	—
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—	—
	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○	○
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	○	○
	環境影響評価法	—	—
	神奈川県環境影響評価条例	—	—
	横浜市環境影響評価条例	○	○
	横浜市開発事業の調整等に関する条例	—	—
	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○	○
大気汚染	生活環境保全推進ガイドライン	○	○
	大気汚染防止法	○	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○	○
水質汚濁	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○	○
	水質汚濁防止法	○	○
	下水道法	○	○
土壤汚染	横浜市下水道条例	○	○
	土壤汚染対策法	○	○
騒音	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	—	—
	騒音規制法	○	○
振動	振動規制法	○	○
	地盤沈下	—	—
地盤沈下	工業用水法	—	—
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—	—
悪臭	悪臭防止法	—	—
	建築基準法	—	—
日照阻害	神奈川県建築基準条例	—	—
	横浜市建築基準条例	—	—
	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	—	—
	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	—	—

表 3.2.13.1 (2) 環境関連法令等 (公害防止)

項目	法令等	事業との関係	
		公園	墓園
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	○
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○	○
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	○
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○	○
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	○
	神奈川県循環型社会づくり計画	○	○
	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—	—
	石綿排出等工事に関する指導指針	○	○
	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○	○
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	○
	第10期 神奈川県分別収集促進計画	—	—
	ヨコハマ プラ5.3(ごみ)計画(横浜市一般廃棄物処理基本計画)	○	○
	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	○	○
	横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱	○	○
	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン	○	○
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—	—
グリーン調達	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	○	○
環境計画等	神奈川県環境基本計画	○	○
	横浜市環境管理計画	○	○
	横浜市水と緑の基本計画	○	○

表 3.2.13.1 (3) 環境関連法令等（自然環境保全）

項目	法令等	事業との関係	
		公園	墓園
自然環境一般	生物多様性基本法	○	○
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	○	○
	生物多様性保全上重要な里地里山（環境省）	○	○
	自然環境保全条例（神奈川県）	○	○
	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—	—
	横浜市水と緑の基本計画	○	○
	横浜みどりアップ計画〔2024-2028〕	○	○
	横浜自然観察の森条例	—	—
	横浜市生物多様性保全再生指針	○	○
国立公園、県立自然公園、 都市公園等	自然公園法	—	—
	都市公園法	○	○
	神奈川県立自然公園条例	—	—
	神奈川県都市公園条例	—	—
	横浜市公園条例	○	○
自然環境保全地域	自然環境保全法	—	—
風致地区	都市計画法	○	○
	横浜市風致地区条例	—	—
特別緑地保全地区	都市緑地法	—	—
近郊緑地保全地区	首都圏近郊緑地保全法	—	—
敷地内緑地、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○	○
	横浜市緑化地域に関する条例	—	—
生産緑地地区	生産緑地法	—	—
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—	—
農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	—	—
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	—	—
野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○	○
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—	—
自然再生	自然再生推進法	○	○
	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—	—

表 3.2.13.1 (4) 環境関連法令等（災害防止）

項目	法令等	事業との関係	
		公園	墓園
保安林	森林法	—	—
砂防指定地	砂防法	—	—
宅地造成工事規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	—	—
地すべり防止地区	地すべり等防止法	—	—
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—	—
河川保全区域	河川法	—	—
航空障害	航空法	—	—
防火・危険物等の取扱い	消防法	—	—
	横浜市火災予防条例	—	—
	化学物質の適正な管理に関する指針	—	—
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—	—

表 3.2.13.1 (5) 環境関連法令等（温暖化対策）

項目	法令等	事業との関係	
		公園	墓園
温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○	○
	エネルギー政策基本法	—	—
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	—	—
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	—	—
	非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	—	—
	バイオマス活用推進基本法	—	—
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	—	—
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—	—
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	—	—
	神奈川県地球温暖化対策推進条例	○	○
	神奈川県地球温暖化対策計画		
	神奈川県循環型社会づくり計画	○	○
	横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○	○
	横浜市地球温暖化対策実行計画	○	○

表 3.2.13.1 (6) 環境関連法令等（その他）

項目	法令等	事業との関係	
		公園	墓園
景観	景観法	○	○
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	○	○
	屋外広告物法	—	—
	神奈川県屋外広告物条例	—	—
	横浜市屋外広告物条例	—	—
	神奈川県景観条例	○	○
	神奈川景観づくり基本方針	○	○
	横浜市景観計画	○	○
	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○	○
	横浜市景観ビジョン	○	○
	横浜市公共事業景観ガイドライン	○	○
まちづくり方針	横浜市基本構想（長期ビジョン）	○	○
	横浜市中期4か年計画 2022～2025	○	○
	横浜市都市計画マスタープラン・区プラン	○	○
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	○	○
	首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査 (国土交通省、農林水産省)	○	○
	地区計画、建築協定等	—	—
	街づくり協議地区制度	—	—
	横浜都市交通計画	—	—
	土地区画整理法	—	—
	横浜市駐車場条例	○	○
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	—	—
	横浜市 SDGs 未来都市計画（2022～2025）	○	○
文化財	文化財保護法	—	—
	神奈川県文化財保護条例	—	—
	横浜市文化財保護条例	—	—
その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	○	○
	光害対策ガイドライン（環境省）	○	○
	墓地、埋葬等に関する法律	—	○
	横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例	—	○